

2022年1月23日

内閣総理大臣 岸田文雄様

NPO 法人家庭科教育研究者連盟

会長 知識明子

「こども家庭庁」設置に関する要望書

家庭科教育研究者連盟は、1966年に創立された家庭科教育の民間教育研究団体です。全国の家庭科教師、家庭科に関わる人たちが、ともに家庭科教育の充実、発展をめざして実践、研究を積み重ね、活動を続けています。

政府は2021年12月21日、子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」に関する基本方針を閣議決定しました。同庁は内閣府の外局として各府庁の子ども政策を統括すると説明されています。

私たちは、当初案の「こども庁」を翻し、突然、「こども家庭庁」としたことに、強く抗議し、撤回を求めるものです。

コロナ禍は、社会的弱者を直撃し、さまざまなひずみを顕在化させました。働く女性の多くが非正規雇用で、コロナ不況では真っ先に職を失い、経済的な貧困に陥りました。また頑迷なジェンダー格差が色濃く残る日本社会での世帯主制度や性別役割分業のもとで、DV被害や児童虐待、ネグレクトの激増を招いています。

このような状況の下で、「こども家庭庁」とすれば、「子育ては家庭の自己責任」の意識が強調されるのは必然です。日本では、多様な家庭像が法律上でも実現していない一方で、単親家庭が増加し、特に母子家庭の多くが貧困な状況下で生活している現状がみられます。「こども家庭庁」の名称によって、子どもの生育は家庭の責任という家庭像がより強く求められることを危惧しています。個人の意思が尊重されるべき家庭のあり方に政府が介入することは許せません。「こども家庭庁」とすることに強く反対します。

1994年に日本が批准した子どもの権利条約に対しての「日本政府報告」をめぐっては、国連から再三勧告が出され、子ども政策の遅れが指摘されています。子どもを権利の主体者として尊重し、社会全体として子どもの権利を保障する政策が早急に実現されるべきです。子どもを主権者として尊重していくことは、子ども自身が自分を大切にし、自分らしく生きることを保障していくことにつながります。

政府は、子どもには子どもの権利を、おとなには安心して子育てができる権利を保障すべきです。

以上を踏まえ下記の点を要望します。

記

1. 「こども家庭庁」の名称を「こども庁」に戻すこと。
1. 「子どもは社会の一員として重んぜられる」との理念のもと、子育て家庭への税の再分配を増やし、家族政策支出、教育支出などの子ども関連の予算を大幅に増額すること。
1. 「こども庁」の施策に関しては日本が1994年に批准した国連の「子どもの権利条約」に立ち戻ってすべての子どもに平等な機会を保障し、子どもの基本的人権が尊重される社会の実現に施策の重点を置くこと。さらに2018年12月に公布された「成育基本法」に則り、成育過程にある者への切れ目のない支援を実施すること。